

『カルテ開示ガイドライン』作成について

「個人情報保護法案」が5月6日に衆議院で可決された。この法案が施行された場合、民間医療機関は“個人情報取り扱い事業者”となり、患者から個人データの開示を求められた場合には、適応除外はあるものの、遅滞なく開示しなければならない、とされている。施行は国会で成立公布後2年以内である。

この間、カルテ開示に向けての条件整備が急ピッチで進められるものと思われるが、診療情報は大切な「個人情報」であり、其の取り扱いには本人の同意など慎重な注意が必要であることを認識しながら、我々もカルテ開示に向けての準備が必要である。

十分なカルテ記載の実行は勿論のこと、各々の病院が自分の病院の実情に見合った、病院内のシステム（開示検討委員会、開示規定、カルテの保管体制など）を確立しておく必要がある。

このガイドラインは、日本医師会の「診療情報の提供に関する指針（第2版）」に沿って作成した。各病院でのガイドライン作成の参考になればと思っている。

今後の京都私立病院協会版のガイドライン作成のために、ご意見、事例の事務局への集中を希望します。

（京都私立病院協会 情報開示委員会）
「京都私立病院報」2003年6月号に掲載

カルテ開示ガイドライン

I はじめに

- * 情報開示の時代にあつて診療情報も例外ではないが、診療情報は大切な個人情報であり取扱いには細心の注意が必要である。
- * 診療情報の提供に当たっては、日本医師会の「診療情報の提供に関する指針（第2版）」を参考にされたい。

II 用語の意味

診療情報…診療の過程で、患者の身体状況、病状、治療等について、医師または医療従事者が知り得た情報。

診療録…医師法第24条所定の文書。

診療記録等…診療録、手術記録、麻酔記録、各
（＝カルテ）種検査記録、検査成績表、助産

録、看護記録、その他、診療の過程で作成、記録された全ての書面、画像。

III カルテ（診療記録等）の開示

- * 医療施設の管理者は、患者が自己のカルテ（診療記録等）の閲覧や謄写（コピー）を求めた場合には、原則としてこれに応じるべきである。診療記録等（カルテ）開示を行う場合、紛失等の事故防止や患者からの質問等に応じるためにも医師等の責任ある立場の職員が必ず立ち会うべきである。
- * 診療記録等（カルテ）の開示請求はあるものとの前提で、日頃から記載方法に注意することが必要で、記載方法としては POMR の実践が望まれる。また記載の訂正・修正に当たっては特に注意が必要で、前の記載が残るようにしておくことが必要である。
- * 診療記録等（カルテ）の保管体制も重要であり、診療情報管理士などの専任職員の配置が望まれる。

IV 1：カルテ（診療記録等）の開示を求め得る者

原則として次のとおりとする。

- (1) 患者が成人で判断能力ある場合は、患者本人。
- (2) 患者に法定代理人がある場合は、法定代理人。ただし、満15歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては本人のみの請求を認めることができる。
- (3) 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人。
- (4) 患者本人から代理権を与えられた親族。
- (5) 患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実には患者の世話をしている親族およびこれに準ずる縁故者。

IV 2：カルテ（診療記録等）の開示を求める手続き（フローチャート参照）

- （1）各医療施設が定めた方式に従って、医療施設の管理者に申し出る。
- （2）申請人の身分を確認する。そして申請人本人であるかを運転免許証等で確認する。
- （3）医療施設の管理者は、開示するか否か等の決定をして申請人に通知する。診療を担当した医師などと相談して、なるべく速やかに申請者に回答する。

IV 3：費用の請求

- （1）エックス線写真の複写やカルテのコピーに要した実費の請求は妥当と考えられる。長時間の立会いなどに要した人件費などは合理的な範囲でなら許されると思われるが、各施設で個別に判断すべきである。

IV 4：カルテ（診療記録等）の開示を拒み得る場合

* 次のいずれかの場合には、カルテ（診療記録等）の開示の全部または一部を拒むことができる」とされている。

- （1）対象となるカルテ（診療記録等）の開示が、第三者の利益を害する恐れがあるとき。
- （2）カルテ（診療記録等）の開示が、患者本人の心身の状況を著しく損なう恐れがあるとき。
- （3）このほか、開示を不相当とする相当な事由が存するとき。

* カルテ（診療記録等）開示請求の全部または一部を拒む時には、医師会内に苦情処理機関があることを申請人に伝えること。

V 遺族に対するカルテ（診療記録等）の提供

* 開示を求めることができる者は、原則として患者の法定相続人とする。

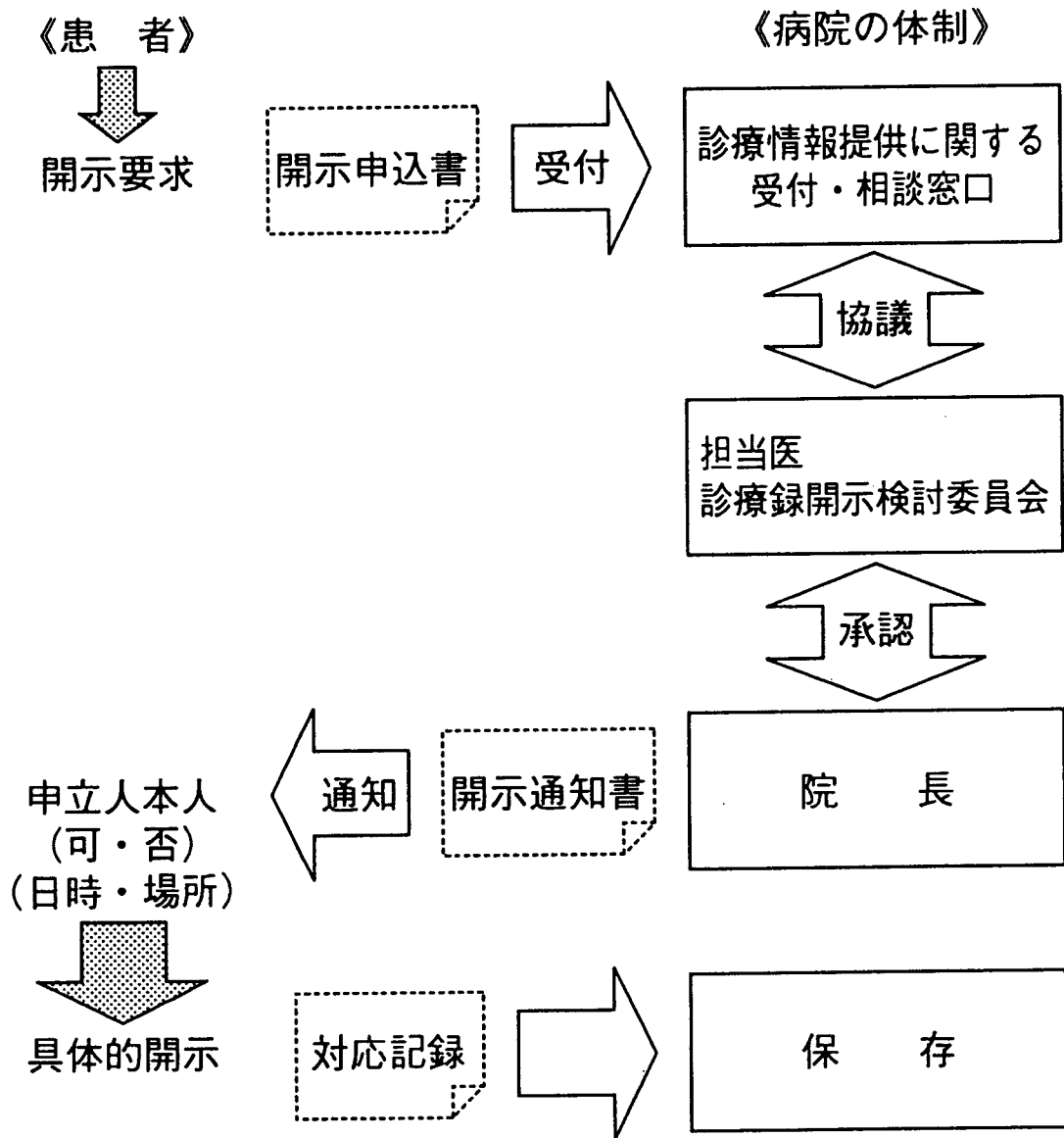
* 患者本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重すべきである。特に財産問題など遺族間に争いがある場合には注意が必要である。

附) 医師相互間の診療情報の提供

* 医師は、患者の同意を得て、その患者を診療した若しくは現に診療している他の医師に対して直接に、診療情報の提供を求めることができる。

* 前項の求めを受けた医師は、患者の同意を確認したうえで、診療情報を提供するものとする。

カルテ開示のフローチャート



■書式

- ①開示申込書
- ②開示通知書
- ③対応記録

■体制

- ①開示相談・受付の窓口
- ②診療録開示検討委員会
- ③院長名で開示